

桂川町農業委員会第5回総会議事録

- 1 開催日時 令和元年8月9日(金) 午後1時30分～午後2時20分
- 2 開催場所 桂川町役場 301会議室
- 3 出席委員 9名

正議長	藤春 郁夫	5	山邊俊明	最適化推進委員	
副議長	原中 輝司	6	古野隆雄	11	
1	都田光義	7	野村邦博	12	平塚重義
2	竹本貞男	8	林 英 明	13	久保正澄
3	神崎宏昭	9		14	大塚清文
4		10			

- 4 欠席委員 3名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議 案 第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2)議 案 第15号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (3)議 案 第16号 桂川町農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
- (4)そ の 他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大屋 智久
係 長 藤木 秀臣
書 記 堀之内 友寛

7 会議の概要

事務局	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>只今より令和元年度第5回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、礼。御着席ください。</p> <p>これより農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくをお願いします。</p> <p>(会長あいさつ) (現地確認へ)</p>
議長	<p>只今より令和元年度第5回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中9名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。4番金田義幸委員、9番高嶋征敏委員、10番原中壽委員、11番中嶋團次推進委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
会場	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは議事録署名委員を1番都田光義委員、6番古野隆雄委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の堀之内氏を指名いたします。</p> <p>それでは議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について議案に供します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案書に基づき説明】</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問、ご意見等はいかがでしょうか。</p> <p>ここは従来、〇〇さんが管理されてたんですがそのまま譲渡ということで、よろしいですかね。</p> <p>それでは採決いたします。議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第14号農地法第3条の規定による許可申請は原案のとおり決定しました。

続きまして議案第15号、桂川町農用地利用集積計画の決定について、議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【議案書に基づき説明】

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件
令和元年8月13日から令和6年8月12日 5年 賃貸借権

通年 田 水稻 18,492㎡ 12筆 貸手3 借手2

令和元年8月13日から令和11年8月12日 10年 賃貸借権

通年 田 水稻 1,119㎡ 1筆 貸手1 借手1

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等はありませんか。

それでは採決いたします。議案第15号、桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全 委 員 (挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第16号、桂川町農用地利用集積計画所有権移転について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【議案書に基づき説明】

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等はありませんか。

林 委 員 場所は寺家ノ浦のどの辺になりますか。

議 長 5月ごろに現地確認に行ったじゃないですか。

林 委 員 場所のちょっと悪い所ですか。

事 務 局 あそこのちょっと下に下りてきた所になります。

久保推進委員 水路がちょっと崩れている所でしょ。あれのちょっと下ぐらい。

大塚推進委員 この前見たでしょう。あそこの上り口というか左側の方。

野村委員 この対価はちょっと。こんなにするんですか42万も。1反1畝ぐらいで。

議 長 いや、反当たり40万ぐらいかな。

事務局 ここ最近での売買価格は、大体町内では反当たり60万が多いです。田の場合がですね。

議 長 それは基盤整備した所とか、そういう金額ぐらいですよ。国道に面している所とかはまだ高いと思いますけどね。

野村委員 寺家ノ浦でこれは高くないかなと思ってですね。

議 長 あの辺はどうしても作りにくいとかありますからね。久保委員、何かありますか。

久保推進委員 いや、結構するんだなと思って。まだ安いかと思ったので。

野村委員 意外と高いでしょう。

久保推進委員 意外と高いですね。

議 長 これは多分相対でしてるとは思いますがね。

事務局 一応推進機構が間に入っの売買契約になりますので、双方と推進機構が間にはいって価格設定みたいな形という所です。

久保推進委員 ということは、売る方も推進機構を使った方が良いということですね。

事務局 結構活用される方が多いです。

議 長 これを利用すると登記とかは推進機構が全部やってくれます。それに税金関係も安くなりますよね。取得税とか。

事務局 ただし最低価格の手数料的なものは、例えば担い手とか認定農家とかそういう方に限っては率が安かったりとかはありますけれども。2.5%で

す。一般売買は、今回〇〇さんは一般売買ですので、2.5%。

議 長 認定農業者だったら1.5%でしょ。

事 務 局 2%です。

議 長 そういった優遇はあります。登記とかも自分で中々できないですから、やっぱり誰かに頼めば金額がかかりますからね。

それでは採決いたします。議案第16号、桂川町農用地利用集積計画所有権移転について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

全 委 員 (挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり決定いたしました。つづきましてその他事項を事務局よりお願いします。

事 務 局 その他事項
・農地パトロールについて
・農業委員等の公務災害補償制度の加入について
・2泊研修について

次回の農業委員会は9月10日火曜日に行います。以上をもちまして桂川町農業委員会第3回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____